

「合掌土偶」の商標使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商標法（昭和34年法律第127号）に基づき市が所有する合掌土偶に係る商標（以下「本件商標」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(本件商標の種類)

第2条 本件商標は、合掌土偶に係る文字商標「登録第5283716号」、図形商標「登録第5283717号」及び立体商標「登録第5283718号」とする。

(本件商標の適用範囲)

第3条 本件商標を適用する指定商品の区分は、別表のとおりとする。

(使用の申請)

第4条 本件商標を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「合掌土偶」商標使用許可申請書（別記様式第1号）に本件商標を使用しようとする商品の見本を添えて、市長に提出し、あらかじめ許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 前項の場合において、申請者は、商品の見本を提出することができないときは、見本の提出に代えて、本件商標を使用する商品を確認することができる写真等を提出することができる。

(使用の許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用の許可を決定したときは、申請者に対し「合掌土偶」商標使用許可書（別記様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により許可をするときは、条件を付することができる。

(使用許可の期間)

第6条 本件商標の使用許可の期間は、平成31年11月27日までとする。

2 使用許可の期間満了後において、引き続き本件商標を使用しようとするときは、改めて許可を受けなければならない。

(使用の中止)

第7条 第5条第1項の規定により使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、本件商標の使用を中止しようとするときは、「合掌土偶」商標使用中止届（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(使用許可の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標の使用を許可しないものとする。

- (1) 本件商標の使用によって、商品の品質の誤認又は他者の業務に係る商品との混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。
- (2) 本件商標、八戸市又は国宝「合掌土偶」のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (3) 宗教的活動、政治活動等に使用するとき。
- (4) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) その他本件商標の使用が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用を許可しないことを決定したときは、申請者に対し「合掌土偶」商標使用不許可通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(使用許可の取消し)

第9条 市長は、使用者がこの要綱に違反したときは、使用許可を取り消すことができる。

2 市長は、使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商品への使用又はその宣伝広告に際して、「®5283716」、「®5283717」又は「®5283718」を、その商品、包装、広告等に明示すること。
- (2) 使用許可を受けた商品以外に使用しないこと。
- (3) 使用許可を受けた使用態様以外に使用しないこと。
- (4) 使用許可を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 使用許可を受けた商品の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。
- (6) 故意又は過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を市に賠償すること。
- (7) 市から要請があったときは、本件商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。
- (8) 本件商標登録が取消し又は無効となったときは、速やかに使用を中止すること。
- (9) 他者による本件商標の無断使用など問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに市に報告すること。

(使用料)

第11条 本件商標の使用料は、無料とする。

(商品の公開)

第12条 市長は、本件商標の使用状況を広く周知するために、使用を許可した商品を市広報及び市公式ホームページ等において公開するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

年 月 日

(あて先) 八 戸 市 長

申請者 住 所

氏 名 ㊟

電話番号

「合掌土偶」商標使用許可申請書 (新規・継続)

下記のとおり商標を使用したいので、許可されるよう申請します。

記

1. 商 品 名 _____
2. 商品種類 第 _____ 類 _____
3. 商標種類 文字 図形 立体 (該当する項目に○をつける)
4. 商標の使用態様 _____
5. 販売開始(予定)日 _____
6. 備 考 _____

「合掌土偶」商標使用許可書

No.

使用者の住所 および氏名	
商 品 名	
商 品 種 類	
商標の使用態様	
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
遵 守 事 項	<p>(1) 商品への使用又はその宣伝広告に際して、「@5283716」、「@5283717」又は「@5283718」を、その商品、包装、広告等に明示すること。</p> <p>(2) 使用許可を受けた商品以外に使用しないこと。</p> <p>(3) 使用許可を受けた使用態様以外に使用しないこと。</p> <p>(4) 使用許可を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。</p> <p>(5) 使用許可を受けた商品の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。</p> <p>(6) 故意又は過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を市に賠償すること。</p> <p>(7) 市から要請があったときは、本件商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。</p> <p>(8) 本件商標登録が取消し又は無効となったときは、速やかに使用を中止すること。</p> <p>(9) 他者による本件商標の無断使用など問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに市に報告すること。</p>
備 考	<p>・当該商品を市広報及び市公式ホームページ等において公開します。</p>

上記のとおり「合掌土偶」の商標の使用を許可します。

年 月 日

八 戸 市 長

年 月 日

(あて先) 八 戸 市 長

申請者 住 所

氏 名

⑩

電話番号

「合掌土偶」商標使用中止届

本件商標の使用を中止するので届け出ます。

記

1. 商 品 名

2. 商 品 種 類

第 類

3. 商 標 種 類

文字

図形

立体

(該当する項目に○をつける)

4. 販売中止(予定)日

5. 備 考

年 月 日

様

八 戸 市 長

「合掌土偶」商標使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のありました「合掌土偶」商標使用許可申請については、下記の理由により不許可としましたので、通知します。

記

不許可の理由

備考

- 1 この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、八戸市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、八戸市を被告として（訴訟において八戸市を代表する者は八戸市長となります。）提訴することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することが
できなくなります。ただし、前記1の異議申立てをした場合には、この処分の取消しを求め
る訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に
提訴することができます。